

京都家庭裁判所委員会議事内容（案）

1 日時 平成17年12月9日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所 京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

佐竹幸夫委員，杉山久美子委員，十一元三委員，中川順子委員，西田常夫委員，
西山慶一委員，三木和幸委員，光井正人委員，渡部裕明委員，安保千明委員，
藤田義清委員，佐々木茂美委員，森野俊彦委員

（京都家庭裁判所職員）

角田判事補，田村家事首席書記官，辻少年首席書記官，山本次席家庭裁判所調査官，
石田主任家庭裁判所調査官，梅下家庭裁判所調査官，中田事務局長，新屋事務局次長，
安村総務課長，加瀬総務課課長補佐，中川総務課庶務係長

4 議事概要

- ・ 京都家庭裁判所佐々木所長あいさつ
- ・ 京都家庭裁判所中田事務局長から家庭裁判所委員会の説明
- ・ 委員及び事務担当者の紹介
- ・ 委員長の選任等

京都家庭裁判所長である佐々木委員を委員長に選任

委員長は，委員長代理に森野委員を指名

- ・ 前回の委員会における意見を踏まえた検討結果

裁判所事務担当者から，裁判所で相談に応じられないような案件での来庁者に対し，
適切な窓口をお知らせするための，裁判所以外の相談機関一覧表の内容を改訂したこ
と，裁判所以外の相談機関の担当者向けの家事相談に関する広報用パンフレットと，
来所者向けの家事相談案内パンフレットを作成して相談機関に送付したことを説明し
た。

- ・ メインテーマ「少年事件における保護的措置の充実に関する取組について」

（○は委員，●は裁判所事務担当者を，それぞれ示す。）

ア 裁判所からの説明

- まず，最近の少年事件を巡る状況について説明する。

全国統計から見ると，少年保護事件の新受件数は，全体的には少年人口の減少を

反映して減少しており、これを細かく見ると、交通関係事件は減少しているが、一般事件は漸増傾向にある。

新聞紙上で少年犯罪の凶悪化が指摘されているが、粗暴犯（恐喝，傷害，暴行，脅迫）は，平成8年から増加傾向を示し，平成12年には2万人を超えたが，その後下降している。凶悪犯（殺人，放火，強盗，強姦）は，昭和30年代が最も事件数が多く，その後社会経済状況の安定化に伴い急速に減少したが，平成5年から増加傾向を示し，現在は2000件を超える状態が続いている。

京都家庭裁判所における最近の少年事件処理状況をみると，窃盗事件の占める割合が約46%（平成16年度）と非常に高く，これと占有離脱物横領事件を合わせると7割近くになる。その内容も，万引き，バイク盗，自転車盗など比較的手口が簡単で機会的なものが多い。それらの事件については，審判廷における裁判官の注意や，面接調査場面での家庭裁判所調査官からの注意指導など，保護的措置を執ったうえで，不処分あるいは審判不開始で終了するものが圧倒的に多い。

「保護的措置」とは，家庭裁判所が，少年や保護者に対し，少年審判手続の中で行う教育的働き掛けのことである。

これまでの保護的措置の中身としては，・飲食店・理髪店・塗装店などの篤志家に一定期間少年を預けて生活指導，職業指導を委ねたり，老人ホーム・知的障害者の施設・保育所などに少年を行かせて奉仕活動をさせるというもの（補導委託）や，・学校や児童相談所などの関係機関への連絡調整もあるが，・裁判官や家庭裁判所調査官が，調査や審判といった手続の過程で，少年や保護者に対し，訓戒・助言・指導するといった，口頭による働き掛けが中心となっている。

そこで，京都家裁では，言葉だけではなく，現実に作業を体験して，その過程で身体で感じたことを，少年の非行からの立ち直りの契機とする，あるいは，被害者の立場や思いを理解させて罪悪感を喚起させ，再非行防止の効果を上げるといった少年の気づきの効果を目的とした働き掛け，新しい保護的措置の試みを始めているところである。

イ 意見交換

- 少年の非行は実数としては減少しているとの説明があったが，少年人口全体に対する非行人口数，非行率の傾向はどうか。
- 昭和56，7年ころがピークで1000人当たり17.2人で，その後ずっと減

少して平成7年が12.1人、神戸の少年事件があった平成9年には14.2人に増加し、その後若干の増減を繰り返して平成15年で15.5人、昨年も同じくらいである。

なお、昭和30年ころは凶悪事件数は8000件くらいあったと思う。最近また凶悪事件が増加しているとの説明があったが、増えたのは強盗事件である。

- 強盗事件が増加した原因について分析されたものはあるか。
- 強盗事件は、家裁に事件を送致する検察官が事実をどう評価しているかという側面があると思う。例えば、自転車の前かごに載せた・のひったくりをしたところ、それで自転車が転倒してけがをさせた少年について、強盗致傷で送られるものと、窃盗と傷害とで送られるものがあるが、最近は、強盗致傷の場合が多いような印象を受けている。

また、自転車やバイクの3人乗りをしてひったくりをしたときは、強盗致傷3人ということになる。

- 少年非行の性質が変わってきた面がある。昔は万引きなど暴力を伴わないものが主流を占めていたのが、だんだん暴力性を持つ犯罪、奪取犯といった性質の犯罪が増加してきたように思う。強盗が多くなったというのは、粗暴犯的というか、暴力的な要素が増えてきたように思う。

ウ 裁判所からの説明

- 京都家裁における、新しい保護的措置の試みについて説明する。

新しい保護的措置の狙いは、・自分のしたことの責任に対する自覚の促し、・迷惑を掛けたという反省の気持ちの醸成、・社会に役に立てるという実感、・遊び友達とは違う人たちとのふれあいによる視野の拡大などである。

現在、試みているのは、・鴨川沿い清掃活動、・使用済み切手整理活動、・講習型保護的措置である。今年の3月から取組を始め、これまでに清掃活動を2回、切手整理活動を3回、講習型保護的措置を2回、それぞれ実施した。

・鴨川沿い清掃活動は、少年5、6人が、ボランティア団体（京都BBS連盟・京都少年友の会）の人と一緒に鴨川付近でゴミ拾いを行うもので、活動時間は全体で3時間程度である。保護者は参加していない。参加した少年からは、達成感があった、みんなで力を合わせるのはいいことだと思ったなどとの感想が出された。

・使用済み切手整理活動は、少年5～10人が、ボランティア団体（京都BBS

連盟・京都少年友の会)の人と一緒に、封筒から使用済みの古切手を切り取るもので(切り取った古切手は、ボランティア団体によってコレクターに売却され、その収益金は海外への医療協力・援助に充てられる。)、活動時間は全体で3時間程度である。保護者は参加していない。参加した少年からは、たったこれだけの作業で人の役に立てるのでよい経験をした、自分の行為で誰かを救うことができると思うと暖かい気持ちになった、もっと積極的にボランティアに参加したいなどの感想が出された。

・講習型保護的措置とは、万引きや自転車盗をした少年5～10人及びその保護者を集めて、被害者本人あるいは被害者支援センターの人の生の声を聞いてもらうもので、時間は2時間程度である。参加した少年からは、被害者の気持ちがよく分かった、被害者の思いを聞いて申し訳ない気持ちになったなどと、保護者からは、子供のしたことの罪の大きさが分かり身が引き締まった、今後は子供に言うだけでなく親も態度を改めるなどの感想が出された。

今後の課題としては、・対象とする少年の選択方法をどのようにするか。どういふ少年が適当かということさらには検討していきたい。・少年や保護者に対してどのような動機付けを行うべきかも検討を要する。ボランティア活動を取り入れた取組ではあるが、当然家庭裁判所の手続の一環として行っているものであることは、きちんと理解させなければならない。しかし、無理やりやらされているということだけで終始したとなると、この取組の狙いに沿わないことになる。活動の意味をきちんと理解させた上で参加させるにはどのような動機付けが要るのかを、今後検討していきたい。また、・協力団体との連携の在りよう、あるいは、この取組みの企画運営者(家庭裁判所調査官)の負担軽減策の検討も必要であるし、・将来的には、新しい保護的措置の効果を検証していく必要があると考えている。

エ 意見交換

○ 少年の感想は模範回答的なものばかりだったのか、それとも批判的なものもあったか。

● 清掃活動については、疲れたとか、ごみがあまりなくてよかったという、活動の狙いとは違う回答はあった。ただし、切手整理活動や講習型の保護的措置については、先程紹介したような意見ばかりであった。家庭裁判所に出す感想文だという点は考慮する必要はあるが、予想より前向きな感想文が出て、正直驚いたというのが

実感である。

○ そうすると、説明を受けたのは非常に素直な子供たちの感想だったのだろうと思う。では、なぜそういう子供が犯罪を起こすのかが分からない。

● 相当程度非行傾向が根深い少年については、新しい保護的措置の活動には参加させていない。また、集団で作業するということになる、その集団の雰囲気になじめない少年については個別に対応することになる。切手整理活動や鴨川沿い清掃活動に参加させる少年については、家裁調査官がまず個別の面接をして、しっかりと動機付けをしたうえで、活動に参加をさせているのが実情である。また、講習型の保護的措置に参加させる少年については、事案が比較的軽微で、過去に非行歴のない少年を対象にしている。

○ 少年院での活動には素直に取り組むが、家庭に戻るとまた親との関係で再犯に及んでしまうような家庭があったりするようだ。極端な生活歴を持っている場合も同様のようである。

また、優等生の場合、その多くが発達障害という因子が関わっていることが分かっていたが、この点も考慮しないと包括的な回答は出せないように思う。

家裁が追跡調査をすることは困難だと思うが、新しい活動により、少年の再犯率やぐ犯性の減少が分かれば、一層この成果が正しいということが分かると思う。

○ 警察でも、立ち直り支援ということで、同様の取組をしているが、本人あるいは保護者の同意が問題となっている。

裁判所の新しい取組の対象者としては、本人も保護者も参加することに積極的で、非行が軽度で立ち直る可能性の高い少年が適していると思われる。やや非行の進んだ少年、少年院に收容するほどではないが、本人も保護者もこのような取組への参加が消極的な場合について、何らかの手だては考えられないか。

● 新しい保護的措置への参加に際しては、家裁調査官が面接で動機付けを図っている。動機付けに応じない少年について、無理に参加させることはしていない。

非行性が進んでいて、言葉ではなく体験で気付かせる必要があると思われる少年については、家裁調査官が根気強く働き掛けて、試験観察中に、知的障害者の施設や特別養護老人ホームなどに通わせることで、自分も役に立つとか、コミュニケーションの端緒になることに気付く少年もいる。

どの少年にどのような保護的措置を執るのが適切かということについては、家裁

調査官が常に考えている問題である。

- どの少年が補導委託に向いているかどうかといった選択は難しい。ただ、最近よく感じることは、なぜこの子が非行を犯したのかということである。

受託者側では、大人が一所懸命仕事をしている姿を見て、その中から感じるようにと指導している。そして、無断退去などをせずに試験観察を終了できた少年は皆それなりの自信を持つようになっている。

ただ、意見を全然聞かなくなってしまった子供に手を焼いてしまった親が、家庭裁判所に任せきりになったままであるときは問題である。そのような子供を1泊だけ親元に帰した際に、子供から委託中の体験話を聞いて、子供との会話が成立するようになったことで、試験観察終了後も昔のような関係に戻れると思ってしまう親がいる。でも、それでは甘い。「試験観察が終わった後のこと、これからどういう大人になっていくのかについて、親と子で真剣に悩んでください。」と言うようにしている。

補導委託を受ける少年と接してみると、皆普通の子ばかりである。ただ、まともに学校に通っていないこともあって考え方が幼い。それを試験観察中の短期間に、世間一般の常識を全部思い切り詰め込むようにしている。それが少しでも子供の中に残れば、後に効果が出るように思っている。また、一所懸命職場で働いている人間を見て感じる部分は多いように思う。

- 家裁の新しい取組は、ニートや引きこもりといった人の社会参加への取組と似通っている感じがする。社会全体で、犯罪を犯した人だけではなく、社会への不適合者として大きく捉えて、これに対する枠組をつくる必要があるように思う。発達障害といったことについても、犯罪をするかしないかにかかわらず、どういう対応をすべきか大枠の中で考えた方がいいように思う。

そのようなことは、かつては地域社会がその役割を果たしてきたのが、社会が変わって、どういう形でそれをしていくのかということが問われているような気がする。

これは家庭裁判所だけではなくて、行政や地域社会の役割にもなると思うが、取組を考える際の参考にはなると思う。

- 新しい保護的措置の取組は、全国的にはどの程度で、どのような形態のものが行われているのか。また、京都家裁では、新しい保護的措置の試みの対象は、人数的

にはどの程度を考えているのか。

- 全国的にいうと、水戸家裁では、万引きの被害を考える教室を行っている。東京家裁では、バイク盗の被害者に話をしてもらおう試みや、ボランティア団体がしているトイレ清掃活動を、少年と家裁調査官が一緒に行っている。また、名古屋家裁では、名古屋城の清掃活動を、親子でしてもらっている。神戸家裁では、合宿形式で山登りをしてもらおう試みもある。九州では、保護者を対象にした保護者会といったものを実施したと聞いている。

対象人数は、清掃活動や切手整理活動が1回につき少年6、7人程度、講習型が10数人程度である。

- 保護者会の内容について教えていただきたい。
- 大分家裁中津支部で行われたものの報告によると、グループワークという手法で、子供の指導に自信をなくした親を数名を集めて、1時間から1時間半程度、体験談を話し合ってもらおうということ、回数を重ねて試みているようである。迷ったことを話すだけではなく、振り返りが大きな気付きを与えるという報告を聞いている。なお、新しい取組のプログラムに当たっては、相当な準備が必要になる。
- 放送世論研究所の調査によると、最近の親世代は、この30年の間に、責任・権利に関して、意識ではなく知識が欠落している状態であるようである。すると、親や家族サポートが重要性を持ってきていると思う。そういったサポートを裁判所がするかどうかは別として、このような認識に基づいたプログラムでないと、労力の割に成果が少ないという結果になってしまうように思う。

また、凶悪犯罪だけではなく、軽微な非行についても発達障害の問題は皆無ではないだろうし、犯罪のアメリカ化といった傾向が最近では強いようにも思う。そういう意味で、子供に対する対応の仕方についてのこれまでの専門的な研究や経験を総合したプログラムがあれば、目標、取組経過、成果の検証が明確になると思う。難しい問題だと思うが、取り入れられるところから取り入れることを検討していただければどうかと思う。

- 犯罪に走る子供たちの中では、コミュニケーションを求めたり、あるいは自分が社会の中で何の役にも立っていないのではないかという意識が、大きな要素になっていると思う。そういう点では、ボランティアなど年齢の違う人たちと話し合いの機会を持つことは、非常にいいことだ。

阪神大震災取材した際に、子供たちがボランティアに来て、その中で、自分が役に立っているということで、ボランティアに目覚めると同時に、社会性にも目覚めていったという事例をよく見た。

そういう意味で、非常に地道なことであり、やったからといって成果が目覚ましく上がるようなことはないかもしれないが、いいことではないか。

非行からの立ち直りに親、家庭が大事なものは、私もそのとおりだと思う。それまでは親と子のコミュニケーションが取れていなかったのが、非行をきっかけにして、コミュニケーションが進む場合もあるからだ。

警察には、大きな犯罪があったことを前提とするのではなく、学校にもどんどん行ってもらいたい。例えばガラス1枚割れたにしても、器物損壊ということで厳しく事情を聞くぐらいのことをしてもいいように思う。やったことに対する責任をはっきりと分からせることは、親ではなかなかできない。乱暴な言い方だが、警察とか家庭裁判所とかが、公権力で取り調べることによって、初めて子供たちに社会性が芽生えてくる場合もあるのではないか。

- 私の所属する大学では、学生が何か起こしたときは、徹底的に反省させたり、学内処分をしたり、更には処分の公示といった目に見える形の制裁を含めて、さまざまなランクの学内的な取組を行っている。

重大犯罪については司直の手に委ねることになるが、それに至らない規範意識に関わるような程度の場合は、家庭はもちろんであるが、学校としても相当の時間と労力を掛けて努力をしているところである。

- 総合学習の一環で高校で授業をする際に、まず、あいさつ用語を3分間でどれだけ書けるかというゲームをしているが、ある高校では最高で3個というところがあった。「おはよう」と「さようなら」くらいで、「ありがとう」とか「ごめんなさい」も書かない。一方、別の学校では最高で20個だったが、その学校では、あいさつと掃除ができるようになったら勉強もすると考えているそうである。

あいさつをしなくなった理由は家にあるように思う。子供が朝起きてきたときに、親が「おはよう」と言わないし、「行ってらっしゃい」と言わないから「行ってきます」とも言わない。まして、ご飯を食べるときに「いただきます」と言う家はほとんどないのではないか。

あいさつ用語を3分間で何個書けるかというゲームは、会社のマナー研修でもす

るが、営業に出ておらず、電話や来客の対応もしない事務系の人ならば、社会人でも10個は書けない。一方、営業をしている人は50個くらい書く。高校生で差が出るのは、あいさつと清掃なのだと思う。

また、授業で、高校を選んだ理由を聞いても、親が決めたとか、中学の先生にこの学校しか行けないと言われたというものばかりで、自分で決めたという子はほとんどいない。ただ、授業では、コンビニに行って梅干しのおにぎりとしーチキンのおにぎりのどちらを選ぶかというゲームもするが、子供たちは、好きで選ぶか、食べたことがあるので選ぶか、友達がおいしいと言ったので選ぶかといった、自分が体験した中から選ぶか、あるいは、やってみようかなという期待感でしか選ばない面もある。このゲームの後に、親や先生がどう言おうと、あなたは自分でこの授業を聞くことを選んだのではないかという話を積み重ねていくうちに、やっと自分のことは自分で考えなければいけないといった自覚が少しだけ目覚めてくる。

ところで、カウンセリングをした引きこもりの子供5人のうちの3人が、親から大事にされなかったとか、本当は欲しくなかった子ではなかったかということ、幼いときに察知した経験をしている。親に対する不信感が生じ、社会にはいてはいけない存在ではないかと思うようになったわけである。引きこもりやニートという何もしないと思われている。しかし、ニートの人の話を聞くと、真面目で、何回も会社に挑戦したが採用されず、私は社会の役に立たない人間というレッテルを張られていると話される。大人から、失敗しても立ち直れるというメッセージを投げ掛けないと、子供は、今の世の中は失敗は許されないといった気持ちを持っているように感じられる。

- 弁護士は、少年事件には付添人という立場で子供たちの援助をしている。付添人をするについての費用は、多くは法律扶助協会から出してもらい、親あるいは本人の負担がないようになっている。なお、法律扶助協会の資金については、民事事件は国から金が出ているが、刑事事件や少年事件については出ないので、弁護士が弁護士会に毎月納める特別会費や、寄附などで賄っている。

京都で弁護士が付添人に付いた件数は、最初の頃は1桁だったが、昨年度は132件になった。ただ、鑑別所に入れられる少年は年間400人余りいて、鑑別所に入っている少年でも付添人が付いていない少年の方がまだ多い。

付添人になった弁護士は、何度も鑑別所の少年に会いに行くようにしている。事

件を起こす子供たちが、自分で反省しろというのは無理で、誰かが一生懸命働き掛けなければならない。自分で物事を考えたことがないから短絡的に事件を起こしたわけで、どのように考えたらいいのか分からなかったり、非常に未熟で知識も狭い中で考えようとしてしても無理がある。子供たちと会って、事件のことや親のことを考えたりする。親子の会話はできないが、親と違う大人との会話を通じて、次に親と会話ができるようになるということもあると思う。

また、親も、誰かに相談したいと思っても、非行を犯した子供の相談に乗ってくれるところはなかなかないし、自分の子供が鑑別所に入っているので相談に乗ってくれとは、親しい友達や親族であっても言いにくい。そこで、弁護士が、親の相談に乗りつつ、子供についてどう考えたらよいか、虐待をしていた親については、これまでどのように育てて来たか振り返ってもらったり、自己破産するなど経済的に困っている家庭の援助をしたりしている。

対被害者についても、弁償するとか謝りに行くにしても、被害者の住所も名前も知らなかったり、どう謝りに行ったらいいか、責任の取り方が分からない親もいる。責任を取るにもサポートが必要なわけである。特に、重大な犯罪ほど被害者に会うことは加害者には怖い。そこを乗り越えて謝りに行こうとか、できることはしていこうと励ますなど、責任の取り方を一緒に考えていくという活動も、弁護士はしている。

裁判所では、BBSや少年友の会という社会資源を利用して、色々な試みをしているわけだが、京都には色々な大学があってさまざまな研究者がいる。例えば、虐待の問題では、福祉、医療、法律そして教育も一緒になって学会を開いて議論をしたり、児童相談所でも最近オープンに協力を求めるようになってきているなど、それぞれの専門集団が協力をしている。京都にある非行防止を支える社会的な資源をもう少し開拓していくという視点に立ってはどうかと思う。

- 新しい保護的措置の例として挙げられたものは、元々は罪を犯したから行う措置ではなくて、学校や地域社会で行うべきことだと思う。清掃や切手の整理は、学校でしてもボランティアでもいいわけであるし、学校での学習として犯罪被害者の方から話を聞くこともできる。裁判所がする前に、学校や地域社会がしておれば、犯罪はもっと防げるかもしれないと思う。裁判所で被害者の話を聞いて素直な感想文を書いているわけだから。そういう意味では、裁判所がやることではないので

はないかという疑問はある。

そもそも、子供たちの問題、それから少子化の問題もあるとなると、これは行政が「家庭省」という役所を作る必要があるくらい、日本にとって大きな問題だと思う。これからの世代を担う子供たちにどうやって真っすぐな道を歩ませるか、少年犯罪、ニート、引きこもり、児童虐待、それらは全部つながっていることなのだから、それらを包括的に管轄するところが、本当は必要だと思う。

もつとも、現在、一番そのノウハウを持っているのは家庭裁判所である。すぐには無理としても、家庭裁判所が中心になってネットワークをつくって、他の団体ともう少し連携をとり合うということも必要とは感じる。

- 私が若いころに少年事件を担当していたときは、大人が分かってくれた。例えば、自転車泥棒という映画の話をする、分かってくれる親がいた。自分が中学生時代に恐喝されたということを言うと、話を聞こうとしてくれた。それから、環境が悪いときにはいわゆる孟母三遷という話をしたら、それは何ですかと聞き返す人もいるが、言うことを聞こうとする人がいた。でも、最近は、色々話してもあまりピンと来ないようである。そういう人に分かってもらうには、言葉で言うだけでは限界がある。家庭裁判所としても新しい取組をしないと分かってもらえない。つまり、多少手の感触があるようなもので伝えないと分からないと思う。

裁判所に来るなり、携帯電話を充電させて欲しいと言ってきた母親がいた。また、ある子供が疎外感を持つのは両親が結婚した動機を聞かされた時で、どうもできちゃった婚だったらしい。親は、子供がどこかで聞いているのに、「うちはできちゃった婚なんです」などと平気で言っているわけである。「太郎ちゃんというかわいい子供をもうけるために結婚した」と言えばいいのに、できちゃった婚だと平気で言うような世の中になってしまっている。親教育からしていく必要があるように思う。

裁判所にできることは限られているが、現実にはそういう親がいたら、あるいは子供がいたら、少しでも役に立つということをしてほしいと思っている。

- 家庭裁判所も、本来の仕事じゃないところまで踏み込んで大変だと思うが、不処分や審判不開始で終局する少年のたとえ1パーセントでも2パーセントでも、やれる範囲で新しい保護的措置をして、その中から少しでも結果が出たらいいように思う。

- 平成15年に宇治小学校の事件が起こった時点では、子供見守り隊などのボランティア団体は京都府下で19団体であった。それが今年の10月末では107団体と、10倍近い数になった。一歩ずつではあるが、壊れて来た地域社会を何とか元に戻さなければいけないという気運になっている。今までの事件であれば警察や学校での対処という話だったのが、自治体も動きがよくなっているし、広島や栃木の事件が発生した際にも、地域の方が自主的にどんどん出ているといった状況で、徐々に良くなりつつあるように思う。
- 私の専門領域では、共感性の発達には、乳幼児期からの対人相互性が大事だと考えている。ところが、昔はあやしながらおっぱいを飲ませていたのが、今では携帯電話片手に哺乳瓶を突っ込んでいるお母さんもいたりして、その段階から多少の問題はあるように思う。

学校についても、ある県では生徒指導をするな、ひたすらほめなさいと言っている。学童期に指導を受けることで、自主性のある人格を發展させる部分があるので、ある程度注意するのは当たり前なのだが、それをやり辛い雰囲気を作ってしまうようである。かえって学級崩壊が起きてしまうようである。

最近では、少年の立ち直りには心理療法的なカウンセリングで全て解決するような錯覚も起きているようだが、少年院で指導をやめてカウンセリング中心主義になったときに、少年の再犯率が高く、集団犯行事案が多く生じるようになったというデータがある。一方、少年を最初はきちんと指導して、だんだん参加型、最後は自主的にもたらずとようにしていくと、初めて少年も自信が持てるようになったとのことである。その結果、少年院に入っている少年とそれ以外の少年を比べたら、攻撃性は少年院に入っている人の方が少ないというデータもある。自尊心を高めよともよく言われているが、その点は少年院入所時と出所時であまり変わらないようである。変わるの、生活の充実感だというデータもある。カウンセリングで自尊心を高めるとするのは、一つのファンタジーだという結論になっている。

また、集中力を発揮するには基本体力が必要だが、最近の子供は、体力がすごく低下しているし、手先も不器用になっている。先程、清掃活動がきつかったという感想を紹介してもらったが、それは決して悪い意味のきついという感想ではなくて、久しぶりにしんどいことをやったというものだったのかも知れない。それは、子供の育成にとって非常に大事なファクターである。そういったエビデンスに基づいて

議論をすることで、活動についての一つの方向性は出てくるのではないかと思う。

私は、司法は、行政に対して方向性を与えるという形で取り組むのが一番健全な役割分担ではないかと思う。また、今、学校は危機管理せよと言われてたり、学校が養育の役割までするような風潮になっているが、そうなると本来の教育に取り組めない。やはり、家庭では家庭の意識を涵養しないといけないし、学校は本来の目的を果たせるよう、オーバーラップしつつもやっぱり本来の職分に徹するように持っていくのが一番いいのではないかと思う。

なお、裁判所の実務に当たって、弁護士も大変献身的な努力をされているとの話があったが、私が医務室技官をしていた経験から言うと、司法レベルで少年の実態をよく知っているのは何といても家裁調査官だと思う。家裁調査官の直感にはすごいものがある。清掃活動への参加者も、何となく分けているのではなく、合う合わないを絶対感覚で選別していると思う。その点では、少年院の法務教官も同様である。少年院は教育機関であって、訓練機関ではないので、そういう現場の声をもっと聞きながら、焦点を絞って議論を進めればいいのではないかと考える。

- ・ 次回期日

次回委員会は、来年5月中ころで日程調整することとなった。

- ・ 閉会